

国立市第5期基本構想第3次基本計画

(国立市地方創生総合戦略)

(抜粋)

令和8（2026）年3月

国 立 市

第5期基本構想第3次基本計画
(国立市地方創生総合戦略)
目 次

I	基本計画の概要	1
1	基本計画の位置づけ	1
2	基本計画の計画期間	1
II	計画の前提となる考え方	2
1	第5期基本構想	2
2	人権・平和のまちづくり	3
III	計画の目標	4
1	第5期基本構想の目標	4
2	第3次基本計画で実現すべき目標	4
3	総合指標	5
IV	国立市地方創生総合戦略	6
1	国立市地方創生総合戦略について	6
2	人口の将来推計	7
3	目指すべき方向性	11
V	持続可能な開発目標(SDGs)との関係	12
VI	重点項目	14
1	重点項目の位置づけ	14
2	重点項目の内容	15
VII	基本施策の体系	18
VIII	基本施策	20
政策1	人権・平和・ジェンダー平等	22
基本施策1	人権の尊重と平和の推進	22
基本施策2	ジェンダー平等の推進と困難な問題を抱える女性への支援	26

政策 2	子育て・教育	29
基本施策 3	安心して子どもを産み育てられる子育て支援	29
基本施策 4	すべての子どもの主体的な権利が保障される子育て支援	34
基本施策 5	学校教育の充実	39
政策 3	文化・生涯学習・スポーツ	43
基本施策 6	文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護と活用	43
基本施策 7	生涯学習の環境づくり	46
基本施策 8	スポーツの振興	50
政策 4	保健・福祉	53
基本施策 9	健康まちづくりの推進及び保健と医療の連携強化	53
基本施策10	高齢期の充実した生活への支援	56
基本施策11	しょうがいしゃの支援	62
基本施策12	包摂的な地域づくりと包括的な相談支援	66
政策 5	地域・安全	71
基本施策13	防災体制の充実	71
基本施策14	防犯対策の強化と消費生活環境の整備	75
基本施策15	地域コミュニティ・課題解決型コミュニティ活動の促進	80
政策 6	環境	83
基本施策16	花と緑と水のある環境づくり	83
基本施策17	環境の保全	86
基本施策18	循環型社会形成の推進	89
政策 7	都市基盤	92
基本施策19	道路の整備と適正管理	92
基本施策20	交通環境の整備	95
基本施策21	魅力あるまちづくりの推進	98
基本施策22	地域特性を活かしたまちづくりの推進	103
基本施策23	下水道の整備・維持・更新	107
政策 8	産業	110
基本施策24	商工業振興と観光施策による市域経済力の強化	110
基本施策25	農業振興と農地保全の推進	114
政策 9	自治体経営	117
基本施策26	変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営	117
基本施策27	市民の市政参加と市内外への魅力・情報発信	122
基本施策28	将来にわたって持続可能な財政運営	125
基本施策29	公共施設マネジメントの推進	128

Ⅸ	基本施策の担当課一覧	131
---	------------	-----

Ⅹ	進捗状況を測定するための指標一覧	133
---	------------------	-----

〈資料編〉

1	策定の経緯	159
2	主な個別計画一覧	160
3	子どもヒアリング	164

I 基本計画の概要

1 基本計画の位置づけ

基本計画は、第5期基本構想の「まちづくりの目標」の実現及び「まちづくりの政策」の推進に向け、個別の行政分野ごとに、施策の目的及び体系や施策の展開方向(基本的取組)などを掲げ、今後、具体的な事業を推進していくための指針をなすものです。

基本計画の下には実施計画を置き、基本計画において定めた施策の大綱を、現実の行財政の中でどのように実施していくかを明らかにします。

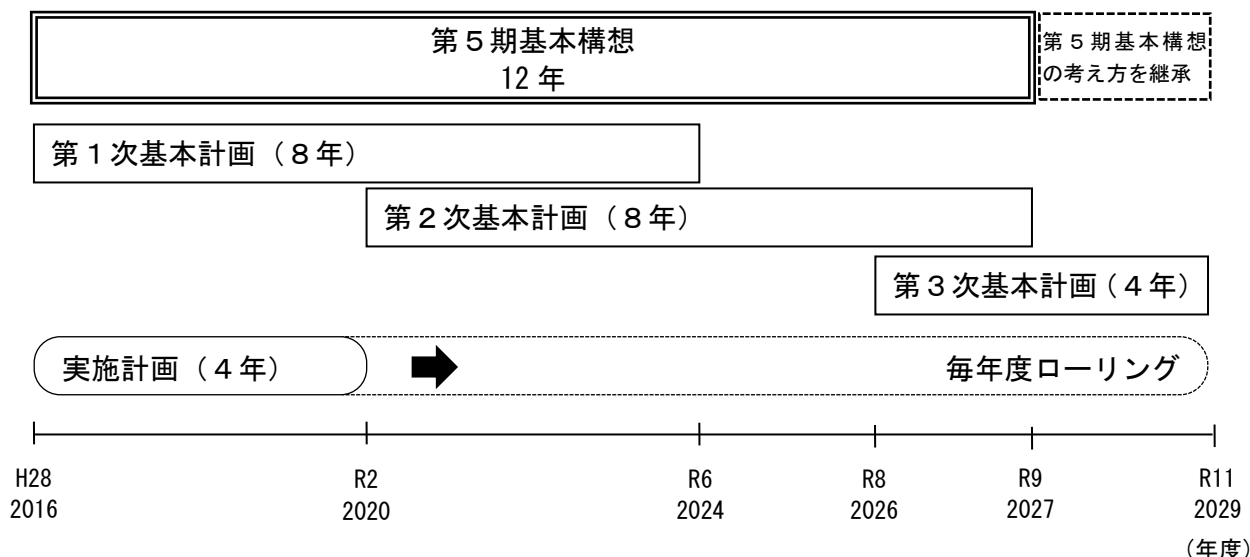
2 基本計画の計画期間

第3次基本計画の計画期間は、令和8(2026)年度～11(2029)年度の4年間としますが、社会経済情勢の変化や国・東京都の政策動向、まちづくりに対する市民ニーズの変化等に的確かつ迅速に対応できるよう、毎年度定める行政経営方針において柔軟に対応を検討します。

また、基本計画の下に位置づけられる実施計画は、計画期間を4年間とし、毎年度検討を加えて修正し、策定するものとします。

なお、第3次基本計画は第5期基本構想の下で策定することから、令和9(2027)年度以降においても、第3次基本計画期間内は第5期基本構想の考え方を引き継ぐものです。

図表1 計画期間



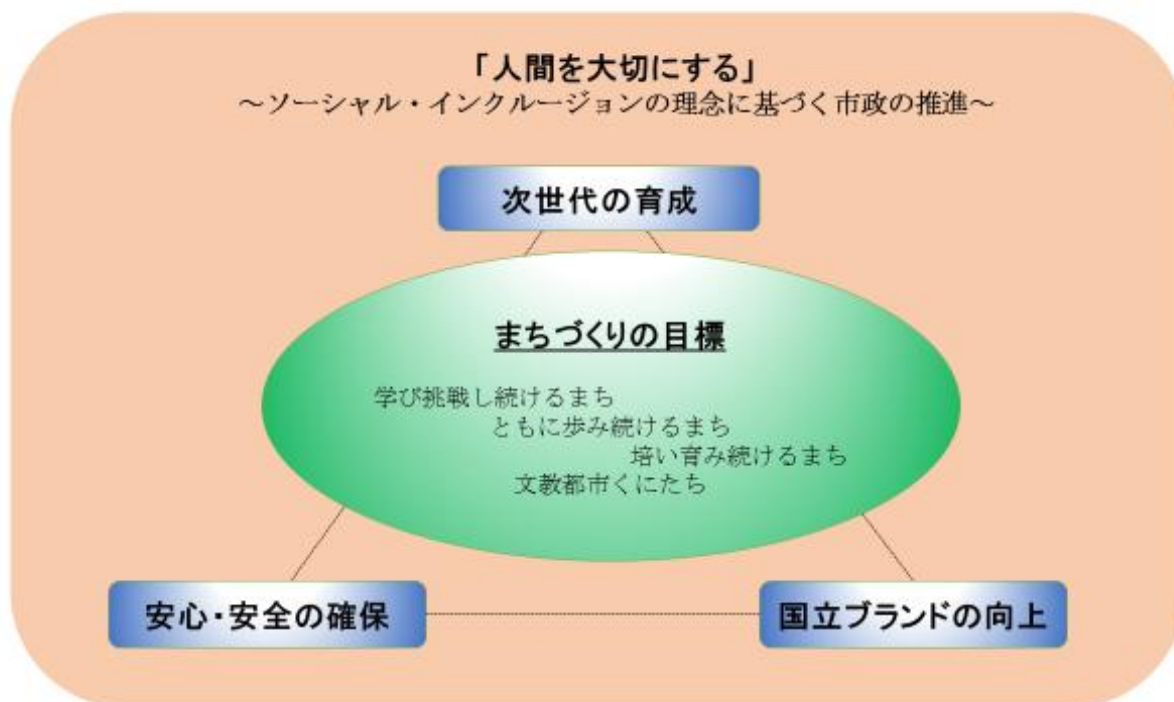
Ⅱ 計画の前提となる考え方

1 第5期基本構想

第5期基本構想では、まちづくりの基本理念として「人間を大切にする」を掲げています。この基本理念は第一期基本構想から一貫して引き継がれてきたもので、第3次基本計画においても、まちづくりの根幹と位置付けます。

また、基本構想では、(1)次代を担う子どもたちを支え、まちに活気をもたらす「次世代の育成」、(2)市民の心豊かで安らかな日常と新しい挑戦の土台となる「安心・安全の確保」、(3)市民のまちに対する誇りや愛着の形成を促し、都市としての相対的な価値や魅力を高める「国立ブランドの向上」の3つを、政策の視点として定めています。本計画の目標の実現に向けては、これらの政策の視点を意識しながら各基本施策を推進します。

図表2 計画の前提となる考え方



2 人権・平和のまちづくり

平成 31（2019）年 4 月に「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」が施行され、市は、同条例に規定する「人権・平和のまちづくり¹」を推進するため、市政のあらゆる分野において必要な取組を推進することとされています。同条例は、基本構想に掲げる「人間を大切にする」というまちづくりの基本理念を人権と平和の視点から捉えなおし、人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちを実現することを目的としています。第 3 次基本計画においても、本計画の目標実現に向けて施策を推進するに当たり、ソーシャル・インクルージョン²の理念の下、本計画に定める各基本施策を展開していきます。

¹ 国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例の前文において、「人権侵害を許さない」という強い意志とソーシャル・インクルージョンの理念の下、一人一人が当事者として、自ら考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって平和なまちを実現することを「人権・平和のまちづくり」と定めている。

² 「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という社会的包摂の概念。

Ⅲ 計画の目標

1 第5期基本構想の目標

基本構想では、人口減少・超少子高齢社会の到来を見据え、国立市を取り巻く現状を踏まえて期間中に目指すべき理想像である「まちづくりの目標」を以下のように掲げています。

学び挑戦し続けるまち ともに歩み続けるまち ^{つちか} 培い育み続けるまち

文教都市くになち

第3次基本計画においても、第2次基本計画に引き続き、その実現に向けて各施策を推進していきます。

2 第3次基本計画で実現すべき目標

第3次基本計画の計画期間である今後4年間で市内のまちづくりの視点から見ると、国立駅周辺地域は、南口駅前広場の整備が今後本格化し仕上げの時期に入っています。また、JR南武線連続立体交差事業とこれに伴う周辺地域の整備、市制施行の礎となった国立富士見台団地を含む富士見台地域のまちづくりなど、将来の国立市のまちづくりの基礎を作る重要な時期に当たります。これらを踏まえ、この計画期間において、

「ともに支え合い、活力とチャンス・魅力にあふれる、

持続可能なまちへ リニューアル」

を目標とし、「市民との対話を重視した市政運営」と「健幸まちづくり」の2点を、市政運営で重視すべき視点として設定します。

【市民との対話を重視した市政運営】

価値観が多様化している現代において、市民一人ひとりの生活背景やニーズは異なることから、行政が一方的に方針を決定するのではなく、市民との対話を通じて多様な意見を聞き取り、より公平で柔軟な市政運営に取り組む必要があります。

また、上記のとおり、将来の国立市のまちづくりの基礎を作る重要な時期において、市民との対話はこれまで以上に重要な要素となります。

このことから、市が実施する様々な取組において、公聴会、意見交換会、ワークショップ形式などの対話の場を用意し、市民が参加しやすい環境を整備するとともに、大人の意見のみでなく、子どもの意見を聴取し、市政に反映させることで、魅力的かつ持続可能な市政運営を行います。

【健幸まちづくり】

国立市では令和6(2024)年3月に「健康まちづくりプラン」を策定しました。その中では、一人ひとりを取り巻く心身の状況や社会的な背景は異なるという前提に立ちながら、肉体的・精神的・社会的に満たされた状態である「ウェルビーイング」をまちづくりの根幹に据えることとしています。

市民一人ひとりが幸せを実感し、豊かな生活を送ることができる環境を作るため、健康まちづくりプランでは、目指すべき3つの方向性として「Ⅰ. つながり、集えるまち」「Ⅱ. 楽しく喜びにあふれるウォーカブルなまち」「Ⅲ. 多様で豊かな食と文化を志向するまち」を掲げています。

こうした取組による外出機会の増加や生きがいのある生活は健康寿命の延伸につながり、長期的には医療費や介護費の適正化の効果も期待できます。

既に行われている取組及び新たに行う取組について「健幸まちづくり」の視点で検討し、取組にその考え方を反映させていくことによって、目指すまちの姿（市民一人ひとりが可能性を高めきりと輝けるまち）を実現します。

また、この「健康まちづくり」をさらに発展させ、多面的に身の回りのことに幸せや満足を感じられる状態を「健幸」と表し、市民一人ひとりが幸せを実感し、生きがいを持ちながら暮らせるまちを目指します。

3 総合指標

各基本施策の展開方向においても進捗状況を測定するための指標を掲載していますが、これらの指標はあくまでも一側面であり、定性的な評価も必要となります。各基本施策を推進し、それぞれの施策の効果が折り重なることで生活の満足度や幸福度が向上し、国立市への定住意向も向上していくものと考えられます。こうしたことから、第3次基本計画で実現すべき目標の達成度を測る指標として、以下の総合指標を設定します。

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標 (令和11年度)
国立市に住みたいと思う人の割合	%	国立市市民意識調査	88.5 (2024年度)	向上
地域における暮らしの満足度	点	国立市健康まちづくりに関する意識調査 10点を満点とした平均値	7.0 (2024年度)	向上
本人の幸福度	点	国立市健康まちづくりに関する意識調査 10点を満点とした平均値	7.3 (2024年度)	向上

Ⅳ 国立市地方創生総合戦略

1 国立市地方創生総合戦略について

国では、令和 7 (2025) 年 12 月に「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」を決定しました。国の総合戦略では、「強い経済」、「豊かな生活環境」、「選ばれる地方」という目標を設定した上で、それを実現するための施策の具体化等を行っています。

地方版総合戦略は、国及び都の総合戦略を勘案しつつ、各地域の社会・経済状況等を考慮して策定するものです。このことについて、市の総合的な計画である基本計画の取組が、地方版総合戦略において求められている取組と一致することから、第 2 次基本計画に引き続き、地方創生にかかわる取組(国立市地方創生総合戦略)を第 3 次基本計画に包含することとします。また、各基本施策で定めている「展開方向の進捗状況を測定するための指標」は重要業績評価指標(KPI)を兼ねるものとしします。

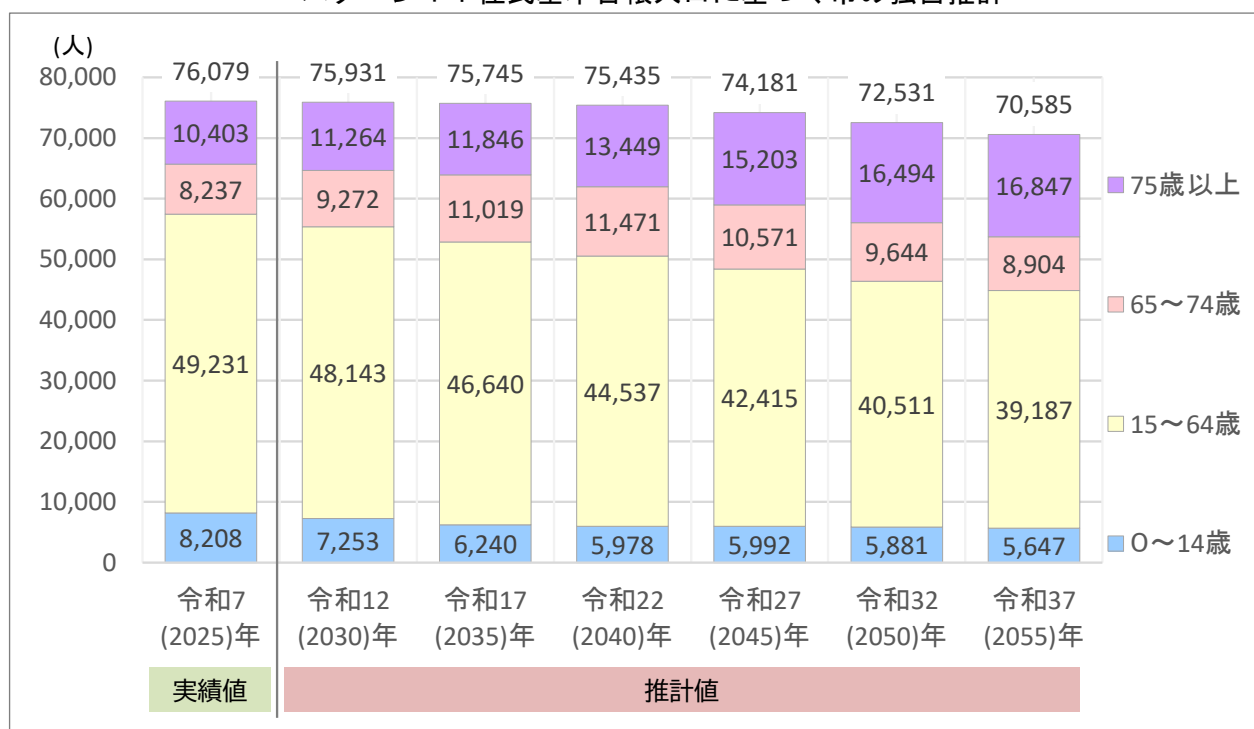
2 人口の将来推計

(1) 人口の将来推計(住民基本台帳人口に基づく人口推計(パターン1))

今後の人口動向予測は、これからのまちづくりの方向性を見極める上で、最も基礎的な指標です。全国的に人口減少・超少子高齢社会の到来とそれによる影響が問題視されている状況を踏まえれば、人口動向予測の重要性は以前にも増して高まっています。

住民基本台帳人口に基づいた人口推計の結果、このままの状況で推移した場合、今後、国立市の人口は令和9(2027)年以降減少に転じ、令和37(2055)年には約70,500人ほどになると予測されます。その内訳をみると、地域の経済社会を支える中心的な世代ともいえる生産年齢人口(15～64歳)が減少傾向で推移するのに対し、老年人口(65歳以上)が一貫して増え続け、令和37(2055)年には高齢化率が36.5%まで上昇します。

図表3 将来人口の推計
パターン1：住民基本台帳人口に基づく市の独自推計



(2)人口の将来推計(市内の開発を加味した人口推計(パターン2))

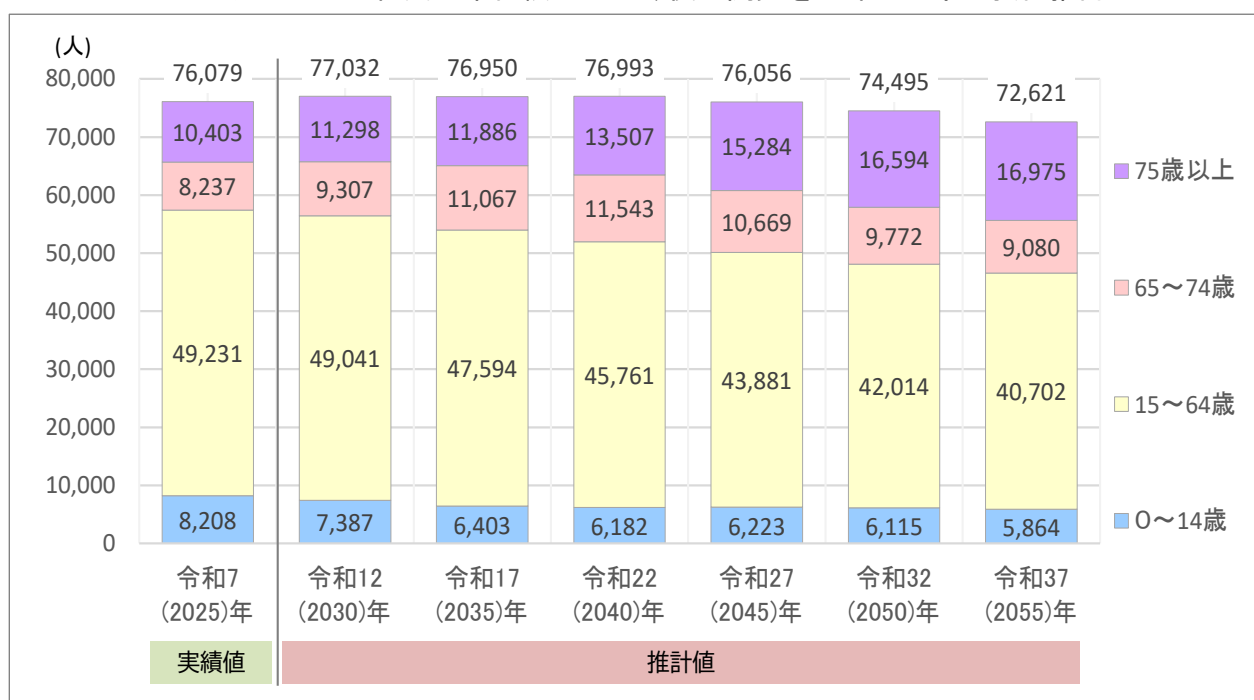
住民基本台帳人口に基づく人口推計(パターン1)では、現在進められている分譲の富士見台団地や都営住宅の建て替え、UR 国立富士見台団地が仮に建て替えられた場合など、市内の開発による要素が織り込まれていません。

これらの開発による人口増加の要素を加味した場合においても、国立市の人口は令和 10(2028)年の 77,118 人をピークに減少傾向に転じ、令和 37(2055)年には 73,000 人を下回ると予測されます。

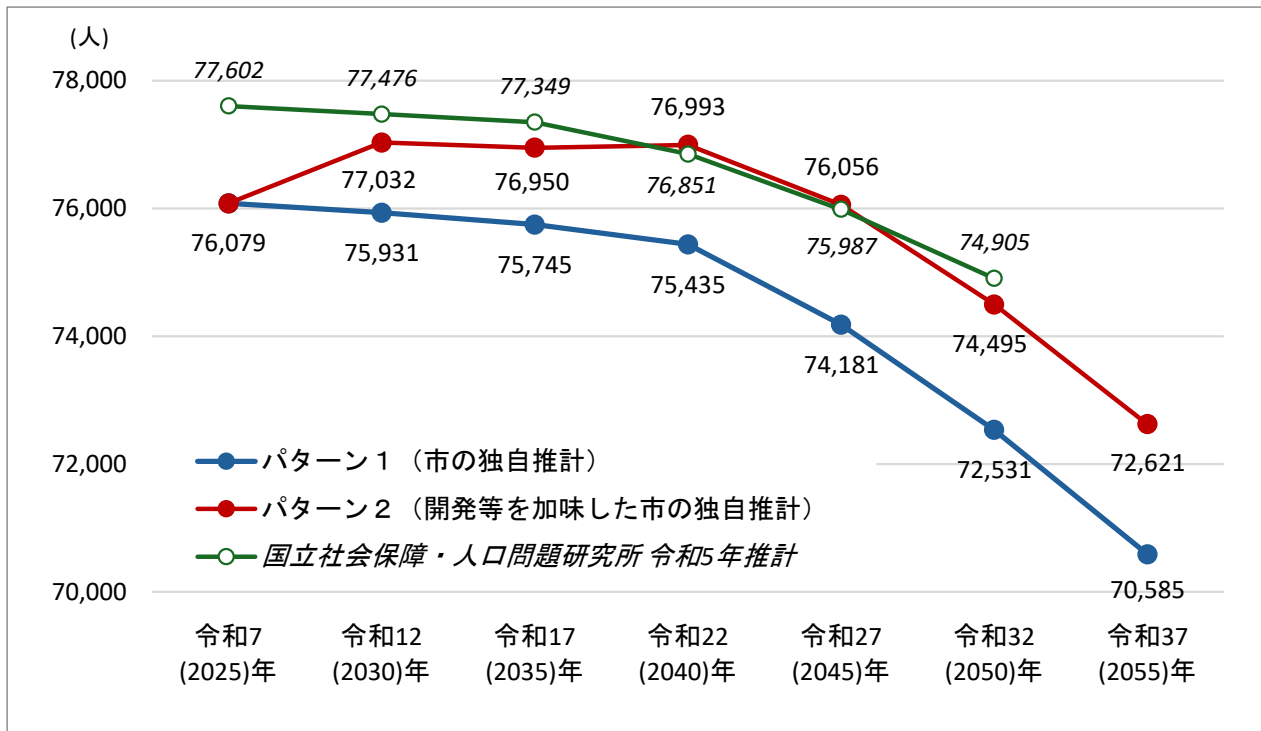
その内訳をみると、生産年齢人口(15～64 歳)は減少、老年人口(65 歳以上)は一貫して増え続け、令和 37(2055)年には高齢化率が 35.9%まで上昇します。

図表 4 将来人口の推計

パターン 2 : 住民基本台帳人口に今後の開発を加味した市の独自推計



図表 5 将来人口の比較



図表 6 推計方法の概要

(出典：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（令和5年推計)）

推計パターン	基準年月日	推計年
パターン1:住民基本台帳人口に基づく市の独自推計		
○令和7(2025)年1月1日を基準日とし、コーホート要因法により将来の人口を推計。 ＜出生に関する仮定＞ - 子ども女性比及び出生性比は、パターン3における令和7(2025)年～令和32(2050)年の5年ごとの国立市のデータを元に、令和35(2055)年の数値をトレンド推計により算出。各年の数値は5年間の変化率から算出。 - 子ども女性比については、令和6(2024)年の市の出生数の実績値と、推計した子ども女性比に基づいて算出した出生数の推計値との乖離率を算出し、それにより全体を補正。 ＜死亡に関する仮定＞ 2015～2024年の「簡易生命表」及び「日本の将来推計人口(令和5年推計)」の将来生命表から各年の男女別年齢各歳別生残率を算出し、令和2(2020)年～令和6(2024)年の国立市の実際の死亡者数と、算出した生残率に基づいて算出した死亡者数の推計値との乖離率を算出し、それにより全体を補正。 ＜移動率に関する仮定＞ - コロナ禍に伴う影響のない平成28(2015)年～平成32(2020)年の純移動率の実績値を基準とし、パターン3における令和7(2025)年～令和32(2050)年の5年ごとの国立市の純移動率の変化率から1年間の変化率を算出して適用。	令和7(2025)年 1月1日	令和8(2026)年～ 令和37(2055)年 の各年

推計パターン	基準年月日	推計年
パターン2:住民基本台帳人口に今後の開発等を加味した市の独自推計		
○パターン 1 を基準とし、今後の集合住宅等の開発を考慮して将来の人口を推計。 ○＜出生に関する仮定＞＜死亡に関する仮定＞＜移動率に関する仮定＞はすべてパターン 1 と同じ。 ＜開発等による転入者に関する仮定＞ ・開発により供給される住戸はすべて入居されると仮定。また、1戸当たりの平均世帯人数は、令和 7(2025)年 1 月 1 日の 1.91 人を採用。なお、単身用・ファミリー用で住戸が分かれているものについての世帯人員は、単身用は 1 人、ファミリー用は令和 2 年国勢調査における単身世帯の比率から、令和 7(2025)年 1 月 1 日時点での単身世帯以外の世帯人員を推計することで、2.71 人と設定。 ・入居世帯の市外からの転入率は、令和 2 年国勢調査の市外からの転入者比率から 72.3%と設定。なお、都営住宅の建替えは、市外からの戻り入居を前提として全戸を市外からの転入と想定。 ・転入者の性別・年齢の属性は、令和 2(2020)年～令和 6(2024)年の転入者の性・年齢構成を適用。	令和 7(2025)年 1 月 1 日	令和 8(2026)年～ 令和 37(2055)年 の各年
パターン3:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計」		
＜出生に関する仮定＞ ・平成 17(2005)年、平成 22(2010)年、平成 27(2015)年、令和 2(2020)年の 4 時点における市区町村別の子ども女性比の全国に対する比を算出し、原則として平成 17(2005)～令和 2(2020)年の比の趨勢が令和 7(2025)年まで続くと仮定し、市区町村別の仮定値を設定。その後令和 7(2025)～32(2050)年までは一定と仮定。 ＜死亡に関する仮定＞ ・55-59 歳→60-64 歳以下の年齢については、市区町村間の生残率の差は極めて小さいため、都道府県別に将来の生残率を仮定し全市町村に一律に適用。 ・60～64 歳⇒65～69 歳以上では、上述に加えて、都道府県と市町村の平成 12(2000)年⇒令和 2(2020)年の生残率の比から算出される生残率を市町村別に適用。 ＜移動率に関する仮定＞ ・原則として、平成 17(2005)～22(2010)年、平成 22(2010)～27(2015)年、平成 27(2015)～令和 2(2020)年の 3 期間に観察された地域別の平均的な人口移動傾向が令和 27(2045)～32(2050)年まで継続すると仮定し、転出数と転入数に分けて推計。	令和 2(2020)年 10 月 1 日	令和 7(2025)年 12(2030)年 17(2035)年 22(2040)年 27(2045)年 32(2050)年

3 目指すべき方向性

住民基本台帳人口に基づく人口推計だけでなく、市内の開発の動向を加味した人口推計においても、中長期的に見ると、生産年齢人口をはじめとする人口の減少と高齢化率の上昇がトレンドとなっています。このような人口構造の変化は、財政の根幹をなす市税の減収を招く一方、扶助費の増加により、財政構造の硬直化に拍車を掛けることが大いに懸念されます。また、超少子高齢社会においては、地域経済規模の縮小や高齢者をはじめとする支援が必要な方を支える担い手の不足も大きな課題となります。

令和6(2024)年中の東京都における人口動態では、以前として人口が増加しているものの、その大半は区部に集中しており、多摩地域では人口の増加している自治体と減少している自治体が入り混じっており、多摩地域全体としては横ばいとなっています。一方、区部では住宅価格が高騰を続けている状況です。

こうした状況を踏まえ、将来の本格的な人口減少・少子高齢社会を前提としつつも、短期的には、これまでに引き続き、超高齢社会を支える体制の構築と、子育て世代への支援を通じ、人口減少・人口構造の変化を食い止めることに注力します。人口減少・人口構造の変化を食い止めるためには、国立市へ「住みたい・住み続けたい」と思われるような安心・安全で魅力あるまちづくりを進めるとともに、地域経済の活性化を促し、国立市の魅力を市外に向けて発信し、選ばれるまちとなる必要があります。

国立市の将来人口における目指すべき方向性を実現していくため、後述の「重点項目」に定める「子育て世代・現役世代の増加と地域の魅力発信、地域経済の活性化」「安心・安全に暮らすことのできる環境づくり」「健幸・つながりのまちづくり」の3つの項目を重点的に推進していきます。

V 持続可能な開発目標 (SDGs) との関係

(1) 第3次基本計画と SDGs との関係

平成 27 (2015) 年 9 月に持続可能な開発目標 (SDGs) が国連持続可能な開発サミットで採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17 の国際目標とこれに連なる 169 のターゲットが定められました。

17 の目標には国レベルで取り組むものや地域を特定して取り組まれるものが含まれていますが、「貧困」「保健」「教育」「ジェンダー」「水・衛生」「成長・雇用」「都市」「気候変動」「平和」など地方自治体が従来から取り組んでいる分野も数多く並んでいます。国立市においても、その行政運営が SDGs の目標達成に貢献していることを意識しつつ、引き続き「まちづくりの目標」の実現に向けた取組を進める必要があります。

図表 7 持続可能な開発目標 (SDGs)

出典：国際連合広報センターホームページ



(2) SDGs に掲げられている 17 のゴール

SDGs17 のゴール

- | | |
|---|---|
|  | 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる |
|  | 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する |
|  | 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する |
|  | 4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する |
|  | 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う |
|  | 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する |
|  | 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する |
|  | 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する |
|  | 9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る |
|  | 10 各国内及び各国間の不平等を是正する |
|  | 11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する |
|  | 12 持続可能な生産消費形態を確保する |
|  | 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる |
|  | 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する |
|  | 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する |
|  | 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する |
|  | 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する |

Ⅵ 重点項目

1 重点項目の位置づけ

重点項目とは、国立市が基本構想に掲げた目標である「学び挑戦し続けるまち」とともに歩み続けるまち「学び・育み・つなぐまち」の文教都市に「学び・育み・つなぐまち」の実現に向けて、予算・職員・施設等の限りある行政の経営資源を最適に活用しながら、重点的・優先的に推し進めていく事業群を表すものです。

基本構想に定める「政策の視点」を前提としながらも、この間の社会情勢など様々な状況変化を踏まえ、第3次基本計画の期間内における重点項目については、「子育て世代・現役世代の増加と地域の魅力発信、地域経済の活性化」、「安心・安全に暮らすことのできる環境づくり」、「健幸・つながりのまちづくり」の3項目を設定します。なお、具体的な事業は実施計画において示しますが、これらを有機的に組み合わせ、未来を見据えた持続可能なまちづくりを展開していきます。

2 重点項目の内容

【重点項目 1】子育て世代・現役世代の増加と地域の魅力発信、地域経済の活性化

- 少子高齢社会におけるまちづくりの担い手の確保、安定した財政運営の基盤づくりという視点から、現役世代の人口減少をできるだけ食い止めることが重要です。
- 子どもを産み育てようとする段階から、子育て期の世帯を対象とする支援をより充実させ、教育水準の向上や教育環境の充実を図っていくことで、子育て世代が「住みたい」「住み続けたい」と思える都市に向けたまちづくりを推進していきます。加えて、近年、市内においても婚姻率の低下や子どもなし世帯の割合も増加がみられることから、子育て世帯だけでなく、子どもを持たない若者が国立市に「住みたい」「住み続けたい」と思えるような環境づくりも重要な視点です。
- 国立市が活力あるまちとして持続的に発展していくためには、地域経済の活性化が大きな要素となります。既存事業者に対する経営支援や起業促進、企業誘致などの取組により、個店など「小さな大好き」にあふれるくにたちの魅力をさらに伸ばしていくことが必要です。また、市域が狭い国立市内で賑わいを充実するために、道路や駅前広場など公共空間を活用したイベントや歩行者天国などの更なる充実も重要な視点です。
- 国立市に住みたい人を増やしていくためには、まずは国立市を訪れてもらい、国立市への関わりを深め、居住してもらうといった段階的な取組も求められます。また、起業や出店を促進するために事業環境としての魅力をPRすることも重要です。
- 来街者を増やすための観光施策や、来街者・移住者・起業家・出店者を増やすために国立市のまちの魅力を対外的に発信していく、シティプロモーションを推進することも重要となります。
- また、これまでも向上に取り組んできた「国立ブランド」は、さらに活力あふれる市とするため、引き続き守り育てていくとともに、効果的に市内外へ発信していく必要があります。
- こうした総合的な取組によって、居住者や来街者の増加を目指します。

【重点項目 2】安心・安全に暮らすことのできる環境づくり

- 安心・安全は、市民生活の土台となるものとして、最も重要な施策の一つと位置付け、現在及び将来の市民が安心して安全に暮らすことができるまちを実現するために、次の5つの状態を目標として設定し、施策を推進してきました。
 - (1) 安心して子どもを産み育てられるとともに、子どもたちが健全に成長し、自ら生きていく力をつけていくための環境が整っている。
 - (2) 市民が、健やかに、住み慣れた地域で最後まで安心して暮らすことができる。
 - (3) 市民が互いに支え合うとともに、困りごとに対して行政を含めた相談先が確保され、安心して生活できる。
 - (4) 市民の生命及び財産の保護を最優先として、災害、犯罪、事故、健康危機等を未然に防ぐとともに、市が保有する情報の保護に努め、被害が発生した場合においても最小となるための取組がなされている。
 - (5) すべての人が安心して移動できる交通環境が確保されているほか、安全で快適な生活環

境が整っている。

- 近年では、気候変動の影響により激甚化する風水害や暑熱、首都直下地震等の大規模災害といった自然災害への備えはもとより、特殊詐欺や匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ）などの犯罪への対策、進展する高齢社会においても安心して地域で暮らすことのできる環境づくりなど、安心・安全の重要性はますます高まっています。
- これまで取り組んできた安心・安全を高める施策は引き続き重点的に推進していくことに加え、緑や水環境などの生活に身近な自然環境や、農のある風景の保全など、安心・安全に暮らすことのできるための取り組みを進めて行く必要があります。
- 狭あい道路の拡幅、鉄道と道路との立体交差化による踏切解消などにより、安全な歩行・交通環境の整備や防災機能の向上等を図り、安全で快適なまちづくり、都市基盤の整った生活利便性の高いまちづくりを推進します。

【重点項目3】健幸・つながりのまちづくり

- 2040 年を見据え取り組んできたハード・ソフトを含めた総合的な「健康まちづくり」をさらに発展させ、多面的に身の回りのことに幸せや満足を感じられる状態（ウェルビーイング）を「健幸」と表し、市民一人ひとりが幸せを実感し、生きがいを持ちながら暮らせる「健幸・つながりのまちづくり」を目指します。このことについては、健康まちづくりプランで示した、「Ⅰ．つながり、集えるまち」「Ⅱ．楽しく喜びにあふれるウォーカブルなまち」「Ⅲ．多様で豊かな食と文化を指向するまち」の3つの方向性に沿って取組を進めます。
- 「Ⅰ．つながり、集えるまち」では、「つながり」を人が生活していく上で欠かせないものとし、市の役割は、市民や団体、事業者などが相互につながり、活動できる環境を整えることが重要となります。また、市に求められているつながりとして、多様な相談に応じる窓口があげられます。
- 高齢者をはじめ、様々な世代における生活上の課題に対する支援を行うための社会的な資源は、少子高齢化が進んでいく状況において、人口減少もあいまって徐々に縮小していくことが想定されます。
- こうした状況に対して、公的な支援を確保していくことに加え、居場所などにおける地域住民の主体的な活動の充実を図り、そこにつながる環境を整備することが重要です。
- 「Ⅱ．楽しく喜びにあふれるウォーカブルなまち」では、外出すること、歩くことにより、特に自覚しなくても健康的な生活に誘導され、ウェルビーイングを感じる環境づくりに取り組むこととしています。
- 安心して移動できる環境を確保するとともに、歩きたくなる美しい日常空間を創るため、道路空間整備や交通環境整備をはじめとする都市づくりについて、移動の支援を併せて推進します。こうした「線」の整備に加えて、市民が外出したいと思える、魅力ある場所やイベント・事業など「点」を線とつなげていくことも必要です。
- 「Ⅲ．多様で豊かな食と文化を指向するまち」において、食は、身体を作る栄養の面だけでなく、食文化や自然環境、食を通じた人とのつながりなど、健康における様々な分野と密接に関わっています。
- Ⅰ～Ⅲに共通して重要なこととして、身近な地域に、生涯学習や趣味活動、健康づくり、食事

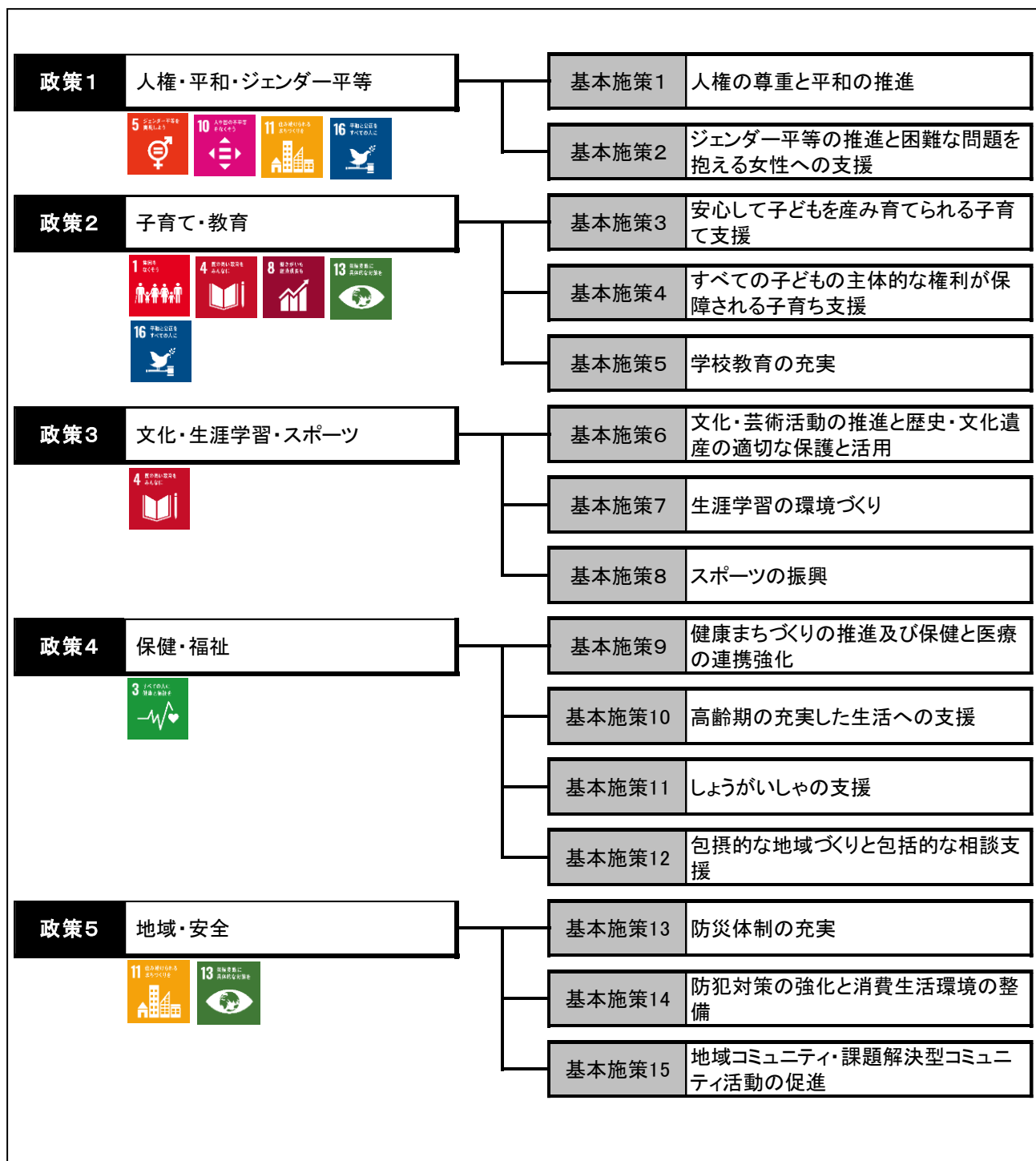
などを気軽に参加できる「集まりの場」（団体）が多く存在すること、また、「集まりの場」として利用可能な施設・空間等が充実していることがあげられます。

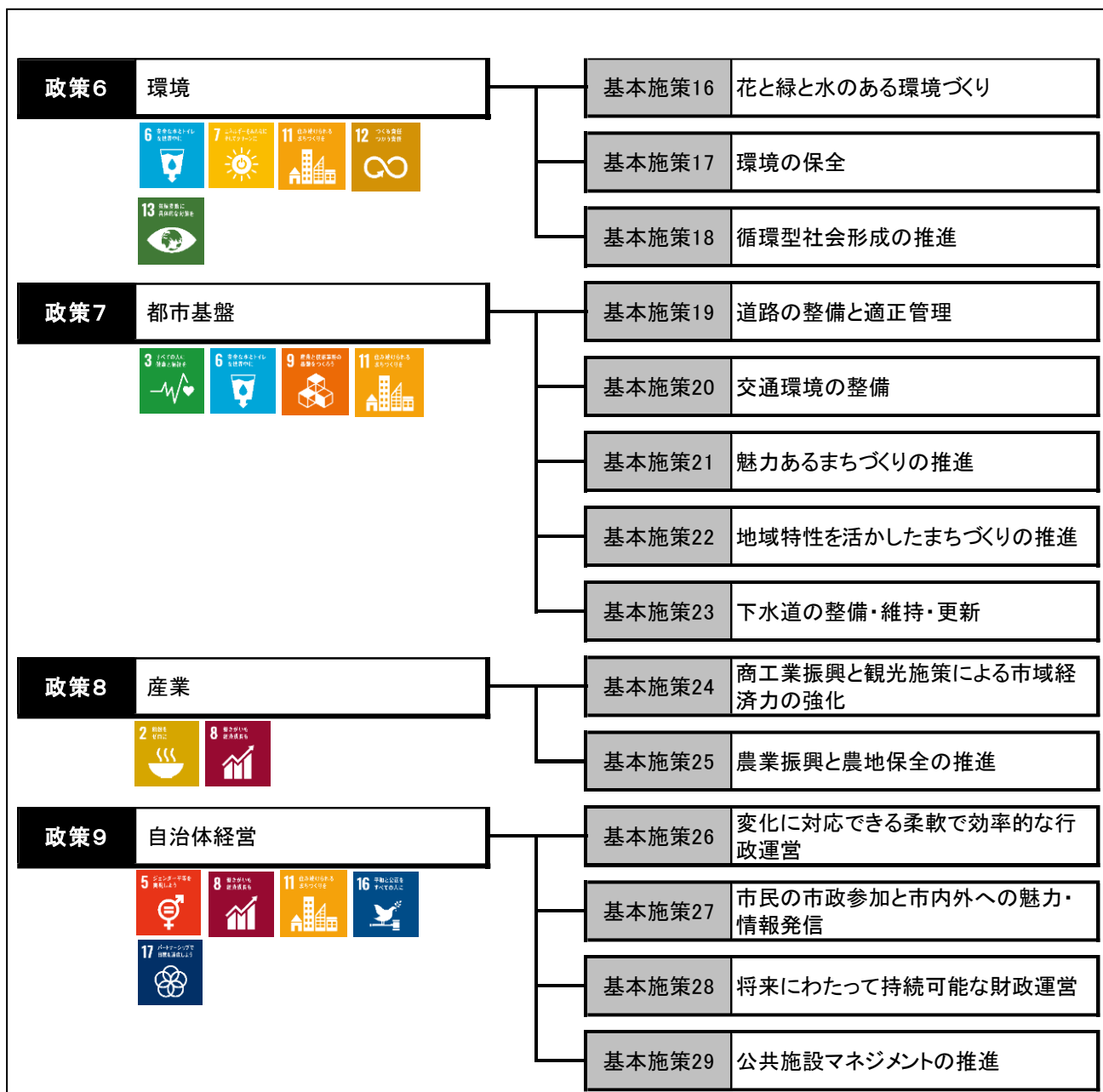
- また、文教都市であり、歴史的文化遺産が点在する国立市には文化や芸術に触れる機会が多くあります。生活の中で文化や芸術を楽しむこと、自ら活動に参加する機会を増やすことで精神的、社会的なウェルビーイングを目指します。

VII 基本施策の体系

基本構想に掲げた9つの政策の柱の下に位置づけられる基本施策の体系は、次図に示すとおりです。

図表 8 基本施策の体系





VIII 基本施策

<施策別計画の見方>

施策に関わる近年の社会経済情勢や国・東京都の政策動向、国立市の現状等を踏まえ、今後のまちづくりに向けた主要課題を示しています。

施策の統括課と、主な関係課を示しています。非常に多くの部署に関連する施策や、全ての部署で意識すべき施策などにおいては、総合的なとりまとめを行う部署のみ記載しています。

【】 人権・平和・ジェンダー平等

基本施策1 人権の尊重と平和の推進

【施策統括課：市長室 主な関係課：オンブズマン事務局、公民館】

<現状と課題>

- 昭和 23 (1948) 年の世界人権宣言から 77 年経過した現在でも、世界各地で戦争・紛争が絶えず、また、反 DEI (「Diversity (多様性)」、「Equity (公平性)」、「Inclusion (包括性)」) の動きが近年高まるなど、「人権の世紀」と呼ばれる 21 世紀においてもなお、人権が尊重され平和な社会となっているとは言い難い状況があります。
- 国内では、平成 28 (2016) 年に差別解消三法 (略称：障害者差別解消法、部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法) の施行以降、令和元 (2019) 年にアイヌ施策推進法 (略称)、令和 5 (2023) 年に LGBT 理解増進法 (略称)、令和 6 (2024) 年に困難女性支援法 (略称) が施行され、個別の人権分野について法整備が進められてきました。
- 国立市では、平成 29 (2017) 年 4 月に総合オンブズマン制度を発足し、市行政に対する苦情に対応して簡易迅速な問題の解決に取り組んでいます。また、子どもの人権オンブズマンでは、子ども本人からの相談を中心にいじめや虐待などの相談を受けるとともに、子どもの人権意識を育むため、イベントへの参加や広報活動などを通じて周知・啓発活動を行っています。
- さらに、平成 31 (2019) 年 4 月に「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を施行し、ソーシャル・インクルージョンの理念を取り入れ、人権の尊重と多様性の理解を推進し、平和なまちづくりを目指すものとしています。加えて本条例に基づき、令和 6 (2024) 年 4 月に基本方針、令和 8 (2026) 年 4 月に推進計画に基づく取組をスタートさせ、人権・平和のまちづくりを一層推進していくこととしています。

施策の推進によって目指すべきまちの姿と、施策を構成する展開方向 (基本的取組) の体系を示しています。

<施策の目的及び体系>

一人ひとりの多様性を認め合い、個人の人権を尊重することにより、不当な差別や暴力のない地域社会を築くとともに、平和について日常の中で考え行動する平和文化を根付かせていきます。

基本施策1 人権の尊重と平和の推進

展開方向1 教育・啓発による人権意識の向上

展開方向2 平和意識の醸成と平和文化の創出

＜展開方向1：教育・啓発による人権意識の向上＞

【目的】

ソーシャル・インクルージョンの理念に基づき、人権や多様性について一人ひとりが主体的に学び、考え、行動することができる地域作りを目指します。

【手段】

- ◆基本方針、推進計画に基づく取組を行い、人権・平和のまちづくりを総合的に推進します。
- ◆様々な当事者の体験を聞く機会や場をつくとともに、当事者の意見を踏まえた啓発事業に取り組めます。
- ◆市民を対象とした啓発活動について、特に子どもたちへの人権教育を学校、関係機関等と連携して取り組みます。
- ◆市内事業者や関係機関・団体の人権意識の向上のため、連携した啓発事業や研修等を実施します。
- ◆インターネットを含めた様々な情報媒体における人権問題への対応を含め、人権救済のあり方等について検討します。
- ◆オンブズマン制度を活用し、市行政等の苦情及び子どもに対する人権侵害の救済を図ります。
- ◆市職員への人権研修を通じて、職員の人権意識の向上を図ります。
- ◆公民館において、人権課題や平和に関する講座などを実施します。

施策を構成する展開方向（基本的取組）ごとに、取組の目的を示しています。

施策を構成する展開方向（基本的取組）ごとに、目的の実現に向けた具体的な手段を示しています。

施策を構成する展開方向（基本的取組）ごとに、事業の実施による成果を把握するための指標とその現状値・目標値を示しています。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI ⁴)	
				2027 年度	2029 年度
国立市が人権を尊重したまちづくりを行っていると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	34.1 (2024 年度)	37.0	39.0
様々な人権課題について「知っている」と回答した市職員の割合	%	職員アンケート	77.4 (2024 年度)	80.0	82.0

指標値の設定について

指標値は、事業実施の成果を把握することを目的に設定しています。各施策の効果や目的の達成度は、数値では捉えられない面もありますが、できるだけ各施策の一側面を測定できる指標を選択しています。

基本施策 10 高齢期の充実した生活への支援

【施策統括課：高齢者支援課

主な関係課：福祉総務課、地域包括ケア推進担当、健康まちづくり戦略室】

＜現状と課題＞

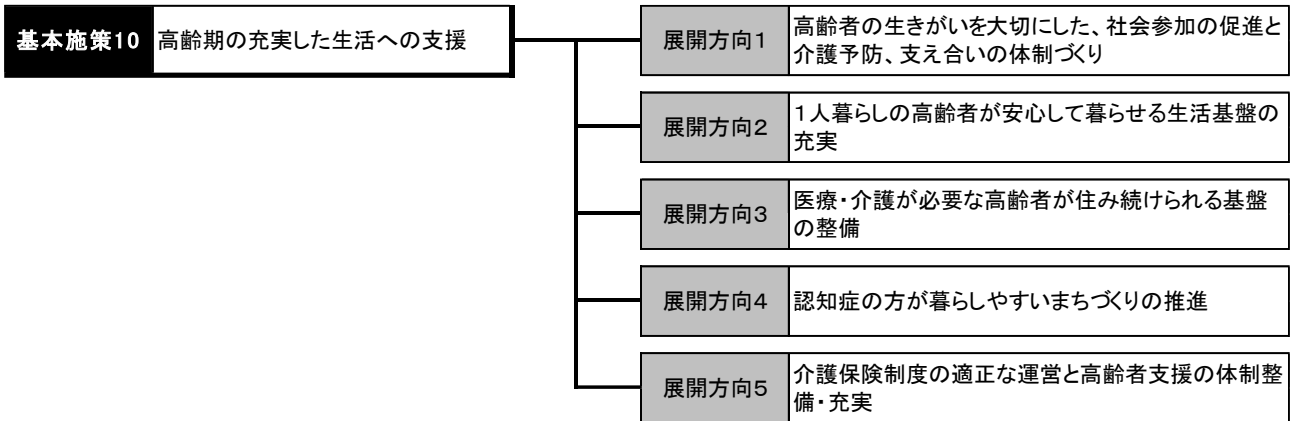
- 高齢化の進展に伴って認知症高齢者や単身高齢者の増加が予測される中、国では、平成 17(2005)年の介護保険法改正以来、一貫して、団塊の世代の全てが 75 歳以上となる令和 7(2025)年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していくとしていました。
- 実際に令和 7(2025)年度を迎えた現在、国全体の今後の人口推移としては令和 22(2040)年ごろまで高齢者人口が伸び続ける見込みであることや、75 歳以上人口の割合の増加、85 歳以上人口の急激な進展が予測されています。これらに伴い、単身高齢者、認知症高齢者のさらなる増加も見込まれます。加えて、これまでの「高齢者の急増」から「生産年齢人口の急減」に局面が変化するといわれているところです。このような状況下において、今後は高齢者人口のピークと予想される令和 22(2040)年の状態を予測しつつ、これに対応できるよう、これまで構築してきた地域包括ケアシステムをさらに進め、また地域ごとのカスタマイズを図り、施策を検討していく必要があることが示されています。
- 高齢者の生活を支えていく介護の事業所においては、全国的に人材不足の状況に陥っています。高齢者人口の増加をうけて介護職員の必要数は右肩上がりですが、令和 5(2023)年度の有効求人倍率は、介護関係職種では 4.07 と高水準です。国は、3 年に一度の介護報酬改定等で介護職員の処遇改善を進めていますが、依然として今後の介護人材確保については強い懸念が寄せられています。
- 国立市における高齢者人口は、平成 27(2015)年で 16,087 人(高齢化率 21.6%)であったものが、令和 2(2020)年で 17,634 人(高齢化率 23.2%)、令和 7(2025)年で 18,640 人(高齢化率 24.5%)となっています。今後の推計でも、高齢者人口は増加の一途をたどり、令和 33(2051)年に 26,421 人(高齢化率 35.6%)でピークを迎えると予測されています。また、一人暮らしや高齢者のみの世帯数は、令和 2(2020)年で 9,010 世帯であったものが、令和 7(2025)年で 9,868 世帯と増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。
- 認知症高齢者の数について、令和 4(2022)年の国全体における年齢階層別認知症有病率を基に試算すると、国立市には令和 7(2025)年に約 2,297 人、高齢者数がピークとなる令和 33(2051)年には約 3,983 人の認知症高齢者の方がいると予測できます。
- 国立市においては、平成 18(2006)年度より、地域包括ケア推進のひとつの柱に「認知症ケア」を位置づけ、「認知症になっても安心して暮らし続けられる地域」を目指し、他市に先駆けて認知症ケアを施策化してきました。今後、市の認知症施策をさらに充実させていくためには、「認知症の人の意思の尊重」「市民の認知症理解の拡大」「市としての認知症ケアの指針」等が必要になっています。全国的にも、令和 5(2023)年に認知症基本法が成立したことに伴い、「誰もが認知症になりうることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する」「個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間とともに、希望をもって自分らしく暮らすことができる」といった「新しい認知症観」が提唱され、各市町村においても国や都の計画に基づき、認知症施策推進計画の策定が努力義務となっています。こういった流れも踏まえ、

当市においては、当該計画を次期の地域包括ケア計画と一体的に策定することとしています。

- 国立市における地域包括ケア推進のもう一つの柱には、「在宅療養支援」が位置付けられました。「医療や介護が必要になっても住み続けられる地域」の基盤として進めてきた取組の成果は、例えば要介護認定者のうち在宅で過ごす方の割合が高水準であることなどに表れており、高齢者自身が暮らし続けたい、最期を迎えたい場所の希望が叶う地域づくりに一定の成果をあげているものと捉えます。医療介護連携の更なる充実を図り、今後の高齢者数の増加といった環境変化にも的確に対応して成果を維持し続けていくことが求められます。
- 今後、高齢になっても、自分の生きがい大切にしながら、地域活動への参加等を通じて、元気で健康的な生活を送り、地域社会を支え、またお互いに支え合う一員としていきいきと活躍できるような環境を整えていくことが求められます。また、高齢者が自ら介護予防に努める環境を整えていくとともに、一人暮らしの人への生活支援を充実させていくことや、医療や介護が必要な人が尊厳を保ちながら暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの推進・深化に向けた取組を計画的に推進する必要があります。
- 高齢者を支えていくための介護保険制度は、保険者としての責任のもと、引き続き適正な給付と介護認定がなされていることが必要です。高齢者支援施策もあわせて、全体として持続可能な制度運営がなされるように努めていくことが求められています。また、全国的な傾向と同様、国立市においても介護人材不足の状況があることから、この対策の推進が必要です。

<施策の目的及び体系>

高齢者が生きがいを大切に、地域社会を支える一員としていきいきと活躍できるように環境を整えるとともに、一人暮らしの方や、医療や介護が必要になった方が、住み慣れた地域で最期まで安心して暮せるまちを目指します。



<展開方向1：高齢者の生きがいを大切にした、社会参加の促進と介護予防、支え合いの体制づくり>

【目的】

高齢者が自らの生きがいを大切にしながら、社会参加ができるようにしていくとともに、自らの健康管理に努め、予防的な観点を生活に取り入れながら、高齢者同士が支え合っていきいきと暮らせるように支援します。

【手段】

- ◆高齢者自らが主体となった介護予防活動を推進し、さまざまなフレイル(虚弱)を防止します。
- ◆市民サポーターの活躍促進と介護予防事業の充実を図るためのボランティアポイントの拡大を検討します。
- ◆介護予防事業への参加意欲を高めるためのインセンティブについて研究を進めます。
- ◆地域の集いの場の創出を支援し、高齢者が自らの生きがいを大切にした社会参加を促します。
- ◆高齢者の見守り活動や集いの場の緩やかなつながり等を基盤として、高齢者同士が、お互いに支え合える仕組みづくりを推進します。
- ◆高齢者の外出しやすい環境を整えます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
高齢者の主観的健康感(わからない・無回答を除く)	%	国立市市民意識調査	64.9 (2024 年度)	68.0	70.0
孤立化のリスクの高い高齢者の割合	%	日常生活圏域ニーズ調査	3.2 (2022 年度)	2.8 (2025 年度)	2.4 (2028 年度)
週に1回以上社会参加をしている高齢者の割合	%	日常生活圏域ニーズ調査	46.3 (2022 年度)	47.95 (2025 年度)	49.6 (2028 年度)

＜展開方向２：一人暮らしの高齢者が安心して暮らせる生活基盤の充実＞

【目的】

一人暮らしの高齢者やその家族が安心して生活できるよう支援します。

【手段】

- ◆一人暮らしや、高齢者のみで暮らしている世帯について、普段の生活を通じて見守りができる事業を実施します。
- ◆地域や介護サービス等とのつながりが薄い、独居高齢者を対象に見守り訪問を実施し、生活状況の把握と関係づくりを進め、必要な支援等につなげる取組を行います。
- ◆一人暮らしの方が安心して生活を送れるように、万一の備えである ACP や終活について、普及啓発や情報提供を行います。
- ◆生活の大きな基盤である住まいを安定的に確保できるように支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
単身または夫婦のみ世帯で 65 歳以上の方が、市が高齢者の相談や支援を十分に行っていると思う割合(わからない・無回答を除く)	%	国上市市民意識調査	62.6 (2024 年度)	75.0	75.0
単身世帯における今後、施設等の入所を検討していない方の割合	%	在宅介護実態調査	75.7 (2022 年度)	75.7 (2025 年度)	75.7 (2028 年度)

＜展開方向３：医療・介護が必要な高齢者が住み続けられる基盤の整備＞

【目的】

加齢に伴い、医療や介護が必要になった高齢者が安心して地域で暮らせるようにします。

【手段】

- ◆医療と介護、保健が連携した在宅療養の支援体制を整備します。
- ◆地域の高齢者が身近にかかりつけ医を持てるよう、周知啓発の取り組みを進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
要介護認定者のうち在宅で過ごす人の割合	%	介護保険事業状況報告月報(各年度の 1 月分)	88.1 (2024 年度)	88.1	88.1
診療所による看取りの実施件数(高齢者人口 10 万人対比)	件	厚生労働省・在宅医療にかかる地域別データ集	88.4 (2023 年度)	102.9 (2026 年度)	117.3

展開方向 4：認知症の方が暮らしやすいまちづくりの推進＞

【目的】

認知症の方も一人の住民として尊重され、生きがいと役割をもって自分らしく生活し、地域で活躍できるよう支援します。

【手段】

- ◆市の認知症ケアの指針として新たに国立市認知症施策推進計画を策定します。
- ◆認知症になったときや、その疑いのある方が、適切に医療につながりケアを受けられるよう取り組みます。
- ◆地域全体で認知症の方のやりたいことや希望を大切にして、その人らしい生活を支える取組みを包括的に進めます。
- ◆認知症の特徴や認知症の方への対応などについて市民へ周知・啓発を行います。
- ◆認知症の方の生活に関わる意思決定を本人が行えるよう支援するとともに、高齢者の人権が守られるよう、必要な措置を講じます。（展開方向 5 の手段の再掲）

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
認知症で独居の高齢者の 住み慣れた地域での生活 継続割合	%	介護保険認定データ	41.8 (2025 年度)	45.0	50.0
実際に在宅で認知症の方 を介護している方のうち、 今後の不安に感じる項目 として、認知症状への対応 を挙げた人の割合	%	在宅介護実態調査	45.6 (2022 年度)	40.0 (2025 年度)	35.0 (2028 年度)

＜展開方向 5：介護保険制度の適正な運営と高齢者支援の体制整備・充実＞

【目的】

持続可能な介護保険制度の運営を行うとともに、生活、介護、医療等の総合的な相談にきめ細やかに対応することにより、住み慣れた地域で安心して介護サービスを受けられるようにします。

【手段】

- ◆必要な市民が必要なときに必要な介護保険サービスを利用できるよう、円滑に制度を運営します。
- ◆介護基盤の整備として、不足している種別の介護保険事業所の誘致、整備を進めます。
- ◆深刻化している介護人材不足の状況に対し、国や都との役割分担のなかで、生産性の向上を含む国立市として必要な介護人材確保対策を検討し、介護保険事業所の安定的・継続的運営を支援します。
- ◆介護保険給付や介護認定について、将来にわたって適正な状態を維持します。
- ◆地域包括ケアの推進に向けて、地域におけるネットワークを構築・強化し、市民の相談を幅広く受け付けて適切なサービスや制度利用につなげる相談支援体制の一層の強化を図ります。
- ◆地域包括支援センターや関係機関が一体となり、介護者が孤立しないよう、相談・情報提供体制の充実を図ります。

- ◆変化する社会課題に対応した地域づくりや地域の資源開発を行います。
- ◆高齢者の生活に関わる意思決定を本人が行えるよう支援するとともに、高齢者の人権が守られるよう、必要な措置を講じます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
85 歳以上の高齢者のうち、要介護 2 以上に認定されている人の割合	%	介護保険事業状況報告月報(各年度の 1 月分)	27.7 (2024 年度)	26.7	26.0
市が高齢者の相談や支援を十分に行っていると思う高齢者の割合(わからない・無回答を除く)	%	国立市市民意識調査	62.0 (2024 年度)	75.0	75.0